



令和 4 年度

編入学のしおり



ローマ日本人学校 SCUOLA GIAPPONESE DI ROMA

Via di Monte Cucco127、 00148、 Roma ITALIA

TEL 06-86320399

E-mail info@scuolagiapponeseroma.it

H P <http://www.scuolagiapponeseroma.it>

1 本校の概要

本校は、文部科学省の学習指導要領に準拠した教育課程を編成し、小規模校の特色を生かした個に応じたきめ細かな指導を行っています。さらにイタリアの文化・社会にふれることを通して、国際色豊かな児童生徒の育成をめざしています。

(1) 学校教育目標

『夢や目標をもち、人間性豊かで、たくましく国際社会に生きる日本人の育成』

(2) めざす児童・生徒像

- 礼儀正しく、気持ちのよいあいさつができる子
- 自ら進んで取り組み、課題を解決できる子
- 心身ともに健康でたくましい子
- 世界に目をひらく子

(3) 本校の特色

- ① 個に応じたきめ細やかな教育の推進
- ② イタリア・ローマの地を生かした学習の推進
- ③ 家庭・地域社会との連携

(4) 児童生徒数（令和4年度4月予定）

学部	小学部						中学部			計
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	8学級
人数	3	1	6	1	1	2	1	0	2	17人

(5) 学期

3学期制とする。

(6) 休業日

- ・土曜日及び日曜日
- ・6月29日(ローマ守護聖人の日)を含むイタリアの祝祭日
- ・夏季休業、冬季休業、春季休業

(7) 教職員

- ・文部科学省派遣教員 8名
- ・現地採用非常勤講師 3名
- ・現地採用事務職員 1名
- ・現地採用校務員 1名

2 教育課程

(1) 時程表（令和4年度 予定）

☆登校（開門）時間 8：00～8：15
☆下校（開門）時間 15：05～15：20
15：35～15：50（火曜日のみ）

*行事の日の登下校時刻は、別途お知らせ

	(小学部)	(中学部)
朝の読書	8：20～8：25	8：20～8：25
朝の会	8：25～8：30	8：25～8：30
1校時	8：30～9：15	8：30～9：20
2校時	9：30～10：15	9：30～10：20
中休み	10：15～10：40	10：20～10：40
3校時	10：40～11：25	10：40～11：30
4校時	11：40～12：25	11：40～12：30
昼食・昼休み	12：25～13：10	12：30～13：10
5校時	13：10～13：55	13：10～14：00
6校時	14：05～14：50	14：05～14：55
帰りの会	15：00～15：10	15：00～15：10
☆バス出発	15：20 15：50（火曜日のみ）	

※ 開門時間

- ・ 8：00～ 8：15
- ・ 15：05～15：20
- ・ 15：35～15：50（火曜日のみ）

(2) 年間授業日数 (令和4年度予定) . . . 194日間

1学期 4/11 (月) ~ 7/22 (金) 71日間

2学期 9/1 (木) ~ 12/16 (金) 75日間

3学期 1/9 (月) ~ 3/15 (水) 48日間

(3) 教科・領域

日本と同じ教科・領域	ローマ日本人学校の特色ある教科・領域
国語、社会、算数・数学、理科 音楽、図工・美術、体育・保健体育 生活 (小1・2年)、家庭 (小5・6年) 外国語活動 (小3・4) 英語 (小5・6年、中学部) 技術・家庭 (中学部)、学級活動、道徳	総合的な学習の時間 [ローマの時間] 英会話 (小1~中3) イタリア語 (小1~中3)

- 国、社、算 (数)、理科、英の5教科については複式・合同授業を実施しない。
ただし、3・4年の社会科は、同じ教科書を2年間使って授業を実施するので、合同授業を行う。
- 小学部1・2年は、週1時間、イタリア語の授業を合同で行う。
- 小学部3~6年と中学部のイタリア語の授業は、習熟度別 (基本コース・発展コース) のクラス編成を行う。
- 英会話の授業は、週1時間、学年ごとに実施

3 ローマ日本人学校の主な学校行事

月	主な学校行事・活動
4月	着任式、始業式、入学式、避難訓練 写生会 授業参観、学校懇談会
5月	運動会、避難訓練
6月	修学旅行説明会
7月	水泳実習、修学旅行 (4年生以上) ・体験学習 (3年生以下) 個別懇談、終業式
9月	始業式、授業参観、学級懇談、避難訓練
10月	学習発表会、避難訓練
11月	授業参観

1 2 月	CRTテスト、個別懇談、終業式
1 月	始業式、避難訓練、芸術鑑賞会
2 月	授業参観、持久走記録会、避難訓練
3 月	個別懇談、卒業式、修了式、離任式

○令和4年度7月に、小学部4年生以上は、1泊2日の修学旅行を実施。小学部3年生以下は、日帰りの体験活動を実施。

4 編入学事務

(1) 転出校における書類の受け取り

現在通っている日本の小・中学校から次の書類を受け取ってきてください。

① 在籍証明書

② (指導要録関係)

※郵送の場合、本校へ届かない場合があることを在籍校へお伝え願います。

③ 健康診断票・歯の検査票

④ 教科用図書給与証明書

(2) 教科書の受領

海外子女教育振興財団で教科書をもって来てください。

(3) 編入学に必要な書類 (本校への提出書類) ※用紙はすべて本校からお渡しします。

① 入学申込書

② 日本人会入会申込書

③ AGIS (日本人学校教育協会) 入会申込書

④ 家庭環境調査票

⑤ 健康調査票

⑥ 予防接種申告書

⑦ その他

5 諸費用・・・令和4年度授業料金額が決定次第、ご連絡します。

〈※参考 令和3年度の費用〉

(1) 入学金・授業料などの納入

① 種類

ア 入学金		750 ユーロ (入学時または編入時)
イ 授業料	小学部	7,392 ユーロ (年額)
	中学部	7,590 ユーロ (年額)
ウ 施設維持費		150 ユーロ (年度初め)
エ 安全管理費 (警備員費用)	…	100~160€ (学期毎) 児童生徒数で割るため学期毎に変更有
オ 修学旅行・体験学習・調理などの費用	……	随時

③ 授業料支払い区分

一括、または1年を3期に分けてお支払いをお願いします。

(第1期……1学期、第2期……2学期、第3期……3学期)

	小学部	中学部
年 額	7,392 ユーロ	7,590 ユーロ
1 学期	2,688 ユーロ	2,760 ユーロ
2 学期	2,688 ユーロ	2,760 ユーロ
3 学期	2,016 ユーロ	2,070 ユーロ

(2) AGIS企業会費について

企業会員加盟のお願いにご賛同いただきました企業につきましては、下記の手続きにより会費の納入をお願いしております。

AGIS日本企業会費

入会金	5,000€
基本年会費	400€
児童生徒1人あたり年会費	1,400€

1. 基本年会費のみ納入

企業所所属員に日本人学校へ通う子女がない場合

2. 基本年会費と児童生徒1人あたり年会費の納入

企業所所属員で日本人学校へ通うお子様をお持ちの方がおられる場合

*入学されましたら、別途ご案内します。

3 編入学に必要なもの（各自で用意していただくもの）

・ローマ日本人学校HPをご覧ください。

- ・2月11日現在HPを更新できない状態ですが、各自で用意していただくものの変更はございません。
- ・ノートについて

赴任される年数に相当する学年のノートを、年間2～3冊程度ご持参ください。 小学校4年生以上は、イタリアで購入できるノートで結構です。ただし、縦書きのノートは購入できませんので国語用に何冊かご持参ください。なお、マス目や方眼は参考ですので個に応じで選択してください。現在通学している学校で使用しているノートでも構いません。

4 その他

(1) 通学方法

- ・保護者と一緒の登校です。（徒歩、公共の交通機関、自家用車）
- ・スクールバス（現在2路線：保護者会による運営）

(2) スクールバスの利用について

スクールバスは、保護者会が運営をしています。利用を希望されるご家庭は、保護者会のバス委員さんへご連絡ください。入学申込の時に、バス利用の申し出によりバス委員さんの連絡先をお知らせします。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためお願い

- ・ご家庭で毎朝検温を行い、健康観察カードに記入し登校時に提出します。
- ・体調不良や発熱、事故等の場合、お迎えをお願いする場合があります。
- ・緊急連絡先の記入を確実にお願いします。（家庭環境調査票）

(4) 配達弁当希望者は、実費（8ユーロ×回数分）が必要です。週2回（月・木）、母の会が運営しています。

ローマ日本人学校運営規則

第1章 総則

・第1条

この学校はローマ日本人学校（以下「本校」という）と称し、所在地をローマ市内とする。

・第2条

本校は日本国政府の施策に沿い、ローマ日本人会が設立した日本人学校教育協会（以下「AGIS」

という）により設置された在外教育施設であり、イタリア政府より認可された私立学校である。

・第3条

本校はローマ日本人学校運営委員会（以下「運営委員会」という）により運営される。

・第4条

本校は主としてローマ市およびその周辺に在住する日本人子女を対象とし、日本国文部科学省の定める小・中学校学習指導要領等に基づいた教育を施すことを目的とする。

・第5条

本校は小学部及び中学部を設置し、それぞれの修業年限を6年及び3年とする。小学部第1学年は、満6歳に達した日の翌年度以降とする

第2章 組織

・第6条

校長ならびに教頭は日本国文部科学大臣により本校校長及び教頭を委嘱された者がこれにあたる。

・第7条

本校の事務長は日本人会理事会で委嘱された者がこれにあたる。

・第8条

本校の職員は日本国政府より派遣された教員及び現地採用講師と事務長、事務職員及び校務員とする。

・第9条

教職員の職務は日本国学校教育法、その他の法令を準用する外、別に定める規定による。

第3章 教育課程

・第10条

校長は日本国文部科学省の定める小・中学校学習指導要領等に基づき教育課程を編成する。

・第11条

校長は教科・授業時数を別表のとおり定め、教育課程に関して事前に運営委員会に届け出るものとする。

第4章 学年・学期及び休業日

・第12条

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

・第13条

学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日～ 8月31日

第2学期 9月1日～12月31日

第3学期 1月1日～ 3月31日

・第14条

休業日は次の通りとする。

(1) 土曜日・日曜日及び6月29日(ローマ守護聖人の日)を含むイタリアの法律で定められた祝祭日

- | | |
|----------------------|----------------|
| ・1月1日(カポダンノ) | ・1月6日(主顕節) |
| ・復活祭直後の月曜日 | ・4月25日(解放記念日) |
| ・5月1日(メーデー) | ・6月2日(共和国記念日) |
| ・8月15日(聖母マリア被昇天の祝日) | ・11月1日(諸聖人の日) |
| ・12月8日(聖母無原罪の御やどりの日) | ・12月25日(クリスマス) |
| ・12月26日(聖ステファーンの日) | |

(2) 長期休業日

- ・春季休業日・夏季休業日・冬季休業日

・第15条

前条の定めにかかわらず必要のある時は、校長は運営委員会の承認を得て、休日に授業をおこなない、また、臨時に休業することができる。但し、緊急の要のある場合の臨時休業等については、校長が決定し、事後、運営委員会に報告する。※学校運営会議で協議予定

・第16条(忌引日数)

児童生徒の忌引日数は、父母、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母、曾祖父母を対象とし、いずれの場合も7日以内とする。

なお、期間中の休日又は休業日を含むが、実際に要した往復の日数(旅行日)を加算する。ただし、上記により難しい場合は、校長が別途定める。

第5章 入学・編入学・退学

・第17条

入学及び編入学を希望するものは、所定の書類を運営委員会委員長及び校長に提出する。

・第18条

保護者及び児童生徒の住所に変更があったときには保護者は速やかに校長に届けるものとする。

・第19条

保護者は児童生徒の一身上に重要な変更が生じたとき及び病気その他の理由により欠席するときは、保護者はその旨を校長に届け出るものとする。

・第20条

児童生徒が退学しようとする場合は、保護者は事前に校長に届け出て、所定の手続きをとるものとする。

第6章 評価・修了及び卒業

・第21条

教諭は児童生徒の成績を評価・評定し、校長の承認を受け、学期末毎に保護者に通知する。

・第22条

校長は各学年の課程を修了した者には、修了証を授与する。小学部・中学部の最終学年の課程を修了した者には、全課程を修了した者と認定し、校長は卒業証書を授与する。

・第23条

評価に関する規定は別に定める。

・第24条

校長は児童生徒が退学する場合は、退学に必要な書類を発行する。

第7章 入学金と授業料

・第25条

入学を希望する者は、運営委員会の定めるところにより入学金及び授業料、その他の費用を納入しなければならない。

第8章 賞罰

・第26条

校長は努力・善行が認められる児童生徒を表彰することが出来る。

・第27条

校長は児童生徒が本校の規則または学校教育の主旨に反する行為があったときは懲戒することがある。

第9章 その他

・第28条

学校は学校の管理下以外の事故については責任を負わない。

・第29条

学校の管理下の事故に備えて、学校は児童生徒及び教職員について傷害保険に加入する。

・第30条

この規則に定められていない事項については、必要に応じて委員会で審議する。

・第31条

この規則は、委員会の議決を経て改正することが出来る。

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

この規則（第1章第2条）を、平成15年5月1日に一部改正する。

この規則（第3章第13条）を、平成16年4月1日に一部改正する。

この規則（第4章第14条）を、平成21年4月1日に一部改正する。

この規則（第4章第16条を加え、以下条号を変更）を、平成22年9月1日に一部改正する。
この規則（第3章第10条、1

1条) を、令和元年7月2日に一部改正し、令和2年4月1日より実施する。

ローマ日本人学校運営委員会規則

第一章 名称、所在地、目的

(名称)

第1条 本会は、ローマ日本人学校運営委員会（以下「運営委員会」）と称する。

(所在地)

第2条 運営委員会は、ローマ日本人学校（Via Della Casetta Mattei 104 00148 Roma Italia)内に置く。

(目的)

第3条 運営委員会は、ローマ日本人学校教育協会（AG I S）学校教育運営理事会の下部組織として、同理事会規則第3条に基づき、ローマ日本人学校の運営を行う。

第二章 委員会の構成・職務、委員の職務、報告義務

(委員会の構成)

第4条 運営委員会は、日本人会理事会が選出する委員（委員長、副委員長(会計委員務)、事務長、大使館領事、校長、教頭、児童・生徒保護者会長）をもって構成する。

(運営委員会の職務)

第5条 運営委員会は次の事項を行う。

- (1) 学校教育運営の基本方針の策定及び校長が提案する学校の教育内容に関する事項の承認。
- (2) 入学金・授業料等の決定。
- (3) 現地採用職員の任免及び処遇の承認。
- (4) 会則、会計規則、その他学校教育運営に必要な内部規則の審議・承認。
- (5) 財産の管理及び処分の決定。
- (6) 事業計画、事業報告、予算及び決算の審議・承認。
- (7) その他教育運営に関する必要事項。

(委員の職務)

第6条 委員の職務を次のとおり定める。

- (1) 委員長は、本委員会を代表し、総括管理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、会計委員を兼務し、委員長不在の時、その職務を代行する。
- (3) 会計委員は、会計を総括管理する。

(報告義務)

第7条 前条の項目について運営委員会は、日本人会理事会に報告し、必要に応じて承認を得る。

第三章 開催、議決、任期

(開催及び議決)

第8条

- (1) 運営委員会は、原則として毎月第4火曜日に開催する。但し必要がある場合、委員長は、随時召集できる。
- (2) 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 議決は、出席委員の過半数の賛成を要する。可否同数の場合は、委員長が決する。
- (4) 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め意見を聴取する。

(委員の任期)

第9条

- (1) 委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会計責任、会計年度

(責任)

第10条 運営委員会は、学校運営上の会計について責任を有する。

(会計年度)

第11条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 監査役

第12条

- (1) 日本人会理事会は、監査役を選任する。
- (2) 監査役は、学校運営並びに会計の監査を行い、日本人会の承認を得る。

第六章 改正

(会則の改正)

第13条 会則の改正は、運営委員会の議決により行い、日本人会理事会の承認を得る。

この会則は、2005年1月1日より施行する。

日本人学校教育協会 (AGIS) 学校教育運営理事会規則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本人学校教育協会 (AGIS) 学校教育運営理事会 (以下理事会という) と称する。

(所在地)

第2条 理事会は、ローマ市 カセッタ・マッテイ通り 104番地 ローマ日本人学校内に置く。
(SCUOLA GIAPPONESE DI ROMA)
(VIA DELLA CASETTA MATTEI 104, 00148 ROMA ITALIA)

(目的)

第3条 理事会は、学校教育本来の目的を遂行するのに必要な諸条件を整備・確立しつつ、下部組織であるローマ日本人学校 (以下日本人学校)、ローマ日本語補習授業校 (以下補習授業校) (以下両校を指す場合2校) 及びローマ日本人幼稚園 (以下幼稚園) を円滑に運営することを目的とする。

各々の運営については、2校及び幼稚園の各運営委員会がこれを行う。

第二章 理事会

(理事会の構成)

第4条 理事会は、日本人会会員より又は職責より選出される理事をもって構成する。当面、理事会の構成は11名とし、役職としては、理事長、副理事長2名、会計理事1名を置く。但し、理事、役職の増減は、必要に応じて理事会が決定する。

11名の理事は、AGIS会長、日本人学校運営委員長、同副委員長、補習授業校運営委員長、幼稚園運営委員長、大使館領事、日本人学校校長、補習授業校校長、日本人学校保護者会長、同教頭、同事務長、同会計士とする。

理事長には、日本人学校運営委員長が、2名の副理事長には、補習授業校運営委員長及び幼稚園運営委員長がなる。会計理事には、日本時学校運営副委員長がなる。

(理事の職務)

第5条 理事の職務は、次のとおり定める。

- (1) 理事長は、理事会を代表し、総括管理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時その職務を代行する。
- (3) 会計理事は、理事会の会計を行う。

(理事会の職務)

第6条 理事会は次の事項を行う。

- (1) 各運営委員会が提案する基本方針及び2校の校長及び幼稚園運営委員長が提案する学校及び幼稚園の教育内容に関する事項の承認。

- (2) 2校及び幼稚園の入学金・授業料等の承認。
- (3) 理事会会則、同会計規則、その他必要な内部規則の作成。
- (4) 2校及び幼稚園の事業計画、事業報告、予算及び決算の承認。
- (5) その他理事会に関する必要事項。

(報告義務)

第7条 前条の項目について、日本人会理事会に報告し必要に応じて承認を得る。

(開催及び議決)

第8条

- (1) 理事会は、原則として毎学期最終月に開催する。また、AGIS定例又は臨時総会が開かれる月は、その事前に臨時に開催する。但し、必要がある場合、理事長は随時召集できる。
- (2) 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 議決は、出席理事の過半数の賛成を要する。可否同数の場合は、理事長が決する。
- (4) 理事会は、必要に応じ理事以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

(理事の任期)

第9条

- (1) 理事の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員により新たに就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第三章 会計

(責任)

第10条 理事は、理事会の会計について責任を有する。

(会計年度)

第11条 理事会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 監査役

第12条

- (1) 監査役は、2名で構成する。任期は1年と再任を妨げない。監査役は、理事会理事以外から日本人会理事会が選任する。監査役の任期は1年とし再任を妨げない。
- (2) 監査役は理事会運営並びに会計の監査を行い、日本人会理事会の承認を得る。

第五章 会則の改正

第13条 会則の改正は、理事会の議決により行い、日本人会理事会の承認を得る。

この会則は、2005年1月1日より施行する

日本人学校 保護者の皆様
補習校 保護者の皆様
幼稚園 保護者の皆様

2017年7月21日
AGIS 会長 中田 広

AGIS(日本人学校教育協会)について

AGIS 設立について

AGIS (Associazione Giapponese per L' Istruzione Scolastica)とは、1987年、ローマ日本人学校を立ち上げる目的でローマ日本人会が、イタリア民法上の任意団体として設立・登記をした組織です。

イタリアの認可を求めた大きな目的は、AGIS が非営利団体として税制優遇措置を得ること、独立して認可を得るのが困難である補習授業校と幼稚園を AGIS の傘下において、それぞれが独立して運営できるようにすることでありました。

AGIS は、会員の会費で運営される組織となっているため、日本人学校、補習授業校、幼稚園の保護者の皆様は、「AGIS 会員」という立場で「AGIS 会費」という名目で授業料等を納めていただくこととなります。

AGIS 会員について

イタリアの非営利団体として認められた以上は、AGIS の活動はイタリア国の法規に従うこととなります

AGIS は、主としてイタリア民法に基づいて作成した定款によって運営されています。

定款は名目的なものが多いですが、定款に基づき保護者の皆様をお願いしなければならないことは、「AGIS 会員」となっていただくこと、「AGIS 会費」の名目で授業料、入学金、寄付金等を納めていただくこと、そして年1回開かれる最高決定機関である AGIS 総会（場合によっては臨時総会）に出席し、役員を選出及び日本人学校、補習授業校、幼稚園の前年度決算、当年度予算の審議と承認に参加していただくことの三点となります。

AGIS 企業会員制度

現在の校舎に移転を行った 2004 年から日本人学校の収入安定化のため、AGIS 会員に「企業会員」というカテゴリーを設け、会員企業から会費（協賛金）を頂くことを制度化しています。日本人会に所属する企業の殆どに AGIS の企業会員への所属をお願いしています。

AGIS と日本人会

前述の通り、AGIS はローマ日本人会がその設置者となります。

よって、AGIS 傘下の二校一園に児童を通わせる場合には、先ずは日本人会に入会・所属していただく必要があります。

AGIS 傘下の二校一園の運営について

AGIS は個人及び企業会員からの会費（授業料、入学金、企業協賛金）に加え、日本国政府からの援助（校舎借料補助、現地採用教員給与補助）、日本人会からの補助金（寄付）、そして AGIS 主催のバザー収益をその運営資金としています。

以上